



アスタナ市、スガナク通り25、
ビジネスセンター「アンサル」2階
電話：+7 7172 79 93 93,
ファクス：+7 7172 79 93 92,
メール: info@kazninvest.kz



カザフスタンビジネ スマニュアル

目次

カザフスタン	4
有利なビジネス環境	6
産業イノベーションの発展	9
政府による援助および規制	11
政府規制法	12
政府による援助	21
カザフスタンビジネスマニュアル	32
カザフスタン入国	33
カザフスタンにおける起業手順	38
外国人雇用条件	49
関税率	51
税制	53
付録	77



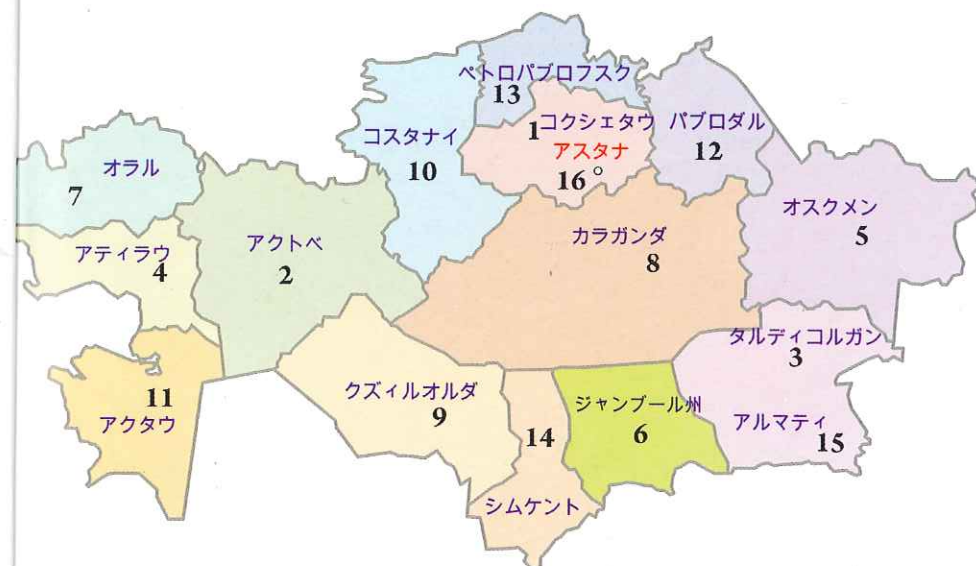
カザフスタン

カザフスタンは中央アジアに位置し、世界第9位の広大な国土を持つ国である。西部はヴォルガデルタの東端から東部はアルタイ山脈まで、北部は西シベリア平原から南部は天山山脈まで広がる。

西と北はロシア(7591,0キロ)、東は中国(1782,8キロ)、南はキルギス(1241,6キロ)、ウズベクスタン(2351,4キロ)、トルクメニ

スタン(425,8キロ)と国境を接する。国境線の長さは133921,6キロ、カスピ海とアラビア海に面する。

カザフスタン共和国行政区分



- | | |
|-------------|---------------|
| 1. アクモラ州 | 9. クズロルダ州 |
| 2. アクトベ州 | 10. コスタナイ州 |
| 3. アルマトイ州 | 11. マンギスタウ州 |
| 4. アティラウ州 | 12. パヴロダル州 |
| 5. 東カザフスタン州 | 13. 北カザフスタン |
| 6. ジャンブール州 | 14. 南カザフスタン州 |
| 7. 西カザフスタン州 | 15. アルマトイ市 |
| 8. カラガンダ州 | 16. アスタナ市(首都) |



有利なビジネス環境

カザフスタンでは投資家に対して、行政上の障壁の撤廃および手続きの簡素化、司法および裁判制度の効率化、関税および税務面の改善など有利なビジネス環境作りに十分な注意が払われている。カザフスタンは最近のビジ

ネス環境改善項目の件数とその内容より、CIS諸国の中でリーダー的な位置を占めている。183カ国を対象に、ビジネス規定法を評価した世界銀行および国際金融公社によるDoing Businessラン

ングによると、カザフスタンはビジネス環境を整備していることを示している。

世界銀行および国際金融公社によるDoing Businessランキング

	カザフスタン共和国		ロシア連邦		ベラルーシ共和国		アルメニア共和国		トルコ共和国	
	2012年	2011年(変化)	2012年	2011年(変化)	2012年	2011年(変化)	2012年	2011年(変化)	2012年	2011年(変化)
	47	59	120	123	69	91	55	61	71	73
分野	2012年	2011年(変化)	2012年	2011年(変化)	2012年	2011年(変化)	2012年	2011年(変化)	2012年	2011年(変化)
企業登記	57	47	111	108	9	7	10	20	61	63
建設許可取得	147	147	178	182	44	45	57	95	155	153
財産登録	29	28	45	51	4	6	5	4	44	39
融資獲得	78	72	98	89	98	96	40	45	78	75
投資家保護	10	44	111	93	79	108	97	93	65	60
課税	13	39	105	105	156	173	153	159	79	83
対外貿易	176	181	160	162	152	152	104	103	80	79
契約履行	27	36	13	18	14	11	91	64	51	55
破産処理	54	48	60	103	82	98	62	56	120	122
電力の獲得	86	86	183	183	175	174	150	148	72	73

2011年7月に国家元首は「許可制度改善に関する法令における変更および追加」法に署名した。当法令は2012年から有効となる。

・法案作成にはUSAIDビジネス環境整備プロジェクトの専門家等とカザフスタン企業家フォーラムが積極的に関与した。

・当法令は、起業過程での提出書類、支払費用及び起業所要時間の短縮を目指したものである。

・当法令によって、ライセンスが必要な事業数は約3分の1削減される。

2011年1月国家元首は「国家による管理監督に関する法」に署名した。当法令はカザフスタン国家による管理監督に関する法律基準を規制し、監督及び管理活動の統一原則の制定、国家監督管理を受けている国家機関、個人および

法人の権利と法的な利益を保護することを目的としている。

ビジネスに対しての行政上の障壁を削減するため、国家機関の統一管理原則と手順が制定された。



産業イノベーションの発展

2010年「2010-2014年カザフスタン産業・イノベーション発展促進国家プログラム」が採択された。経済の多角化による安定した、バランスの取れた経済成長の

確保と競争力の強化が当プログラムの基本課題である。

重要な課題

- ・経済的優先分野の発展
- ・工業化実現のために有

優先性

- ・新しい産業および輸出産業養成に外国投資を誘致
- ・国家イノベーションシステムの発展と強化

原則

- ・ビジネスのイニシアティブを目標にする
- ・停滞中プロジェクトおよび非原料部門での主導クラスター - の援助
- ・国内企業と外資企業の平等条件
- ・経済活動全主体に対しての国家による援助

優先分野

石油精製および石油ガス部

門のインフラの整備

- ・ 鉱業冶金
- ・ 化学工業
- ・ 原子力産業
- ・ 機械工業
- ・ 製薬産業
- ・ 建築建材産業
- ・ 農業

- ・ 軽工業
- ・ 観光部門
- ・ 情報通信テクノロジー -
- ・ バイオテクノロジー -
- ・ 宇宙産業
- ・ 原子力エネルギー -
- ・ 新エネルギー - (代替エネルギー -)

国家による支援および
規制

国家規制

▶ カザフスタンの法制度

カザフスタンの法制度
カザフスタンの法制度は
ローマ法、ドイツ法（大
陸法系）に基づき創立さ
れた。基本法は憲法である
（1995年制定、2007年改
正）。

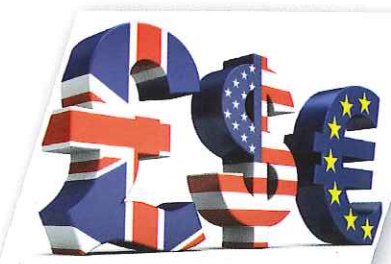
社会組合の活動は関連法に
より規制される。

カザフスタンが批准した国
際条約は国内法に優先する。
国家機関は規範条例を制定



することができ、その一
部は規範法令としてみなさ
れる。

▶ 通貨規制



2005年に「通貨規制と通貨
管理に関する新法」が

採択された。その結果、
通貨規制はより大幅に
自由化された。
居住者間における取引は
カザフスタン通貨テンゲで
行う。
居住者と非居住者間の取引
は外国通貨で行なうことが
できる。
居住者と非居住者間の180日

間を越える商業用クレジ
ットおよび輸入輸出取引（
金額1000000USドル以上の出
金と5000000USドル以上の入
金）はカザフスタン国立銀行
に登録する義務がある。

▶ 競争に関する法律

不公正競争、独占および他の
反独占問題は2008年12月25
日より「競争に関する法
律」によって規制される。
競争法は禁止、制限、制圧、
規制の形での独占活動を通じ
て企業支援をする例を審議
し、経済市場での独占かつ支

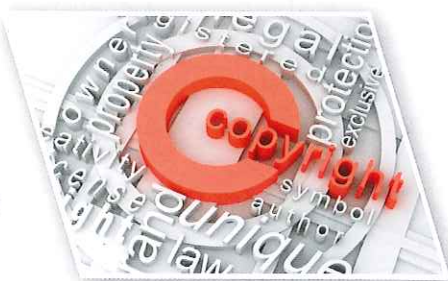
配的な地位を防止するために
独占規制庁に全権を与える。



知の財産権

知的財産権はまだ新しい概念であるが、各法律と規範条例は特許、商標、著作権に対して有効である。

その他、カザフスタンは知的財産権を規制する国際条約加盟国である。



消費者権利の擁護

消費者権利の擁護は1991年6月5日付「消費者擁護に関する法律」により規制される。当法律は消費者と生産

者あるいは労働、サービス提供者間の関係を規制し、双方の権利と義務を規定する。法律によって消費者は以下の権利を有する：

商品の自由購入、労働及びサービスの利用、安全性および質の高いサービス、商品の要求。

当法律は消費者権利擁護協会の創立を認可する。



反汚職法

汚職対策は1998年6月2日付「汚職対策法」により規定されている。当法律によって汚職対策原則および汚職違反の種類、責任を負う条件が定められている。国際専門家の評価によるとカザフスタンの汚職法は現在最も有効な法の一つ

と言われている。過去3年にカザフスタンは世界反汚職ランキングでの指標を45点に改善し、CIS諸国の中で先んじている。

投資家保護

2003年1月23日からの373号「投資に関する法律」はカザフスタンで投資活動を実施する際に起こるリスク

を最低限に抑えるため、提供されるさまざまな保障を規定している。



● カザフスタン国内での投資家活動の法的保護保障

投資家権利と利益に関する法的な保護が無条件に保障される。

投資家はカザフスタン国内法に適用しない国家機関が公布した条例による損害あるいは該機関役人の不法行為により生じた損害を賠償請求をする権利がある。

カザフスタンは国家機関と投資家間で結ばれた契約条件の遵守を保障する。

● 収入利用保障

投資家は税金および支払義務のある費用の支払後の収入は自由に利用することができる。

● 投資家に対しての国家機関活動の透明性

投資家の利益に関する公式な情報と規範法令はカザフスタン法で制定された手順で公開される。

投資家は商業秘密および法的に保護されている秘密情報以外の、法人登記、法人定款、不動産取引登録、発行ライセンスなどの情報を自由に入手できる。

● 国有化や徴収の場合の投資家権利の保障

国の需要で投資家財産の強制没収（国有化、徴収）はカザフスタン共和国の法律条例により特別の場合のみ認可される。

カザフスタン共和国の国有化に関する法律条例の実行結果で生じた損害は全額賠償される。

財産徴収は財産市価をもとに買取が行われる。

▶ 国際協定

カザフスタンは環境問題から自由貿易問題までの各分野での主要な国際契約加盟国である。

「市民的および政治的な権利の国際条約（1966年、二ユ-ヨ-ク）」、「社会的、経済的及び文化的な権利に関する国際条約（1966年、二ユ-ヨ-ク）」などの多数の基本国際条約が批准された。

世界貿易機構に加入するため、カザフスタンは積極的に活動を行っている、

現在加入するか否かを決定する最終段階にある。カザフスタンは批准した国際条約は国内法に優先する。



▶ カザフスタンが結んだ投資相互保護及び促進に関する協定

カザフスタンは45枚二国間協定と1枚多数国間投資相互保護及び促進に関する協定に署名した。これらはカザフスタン国内での外国投資と外国でのカザフスタン投資間での相互保護及び促進に有利な条件を作る。



カザフスタンと投資相互保護及び促進に関する協定を結んだ国の一覧

両国間協定

オーストリア	グルジア	ラトビア	トルコ
アゼルバイジャン	エジプト	リトアニア	ロシア
アルメニア	イスラエル	マレーシア	ウズベキスタン
	インド	モンゴル	ウクライナ
ベルギー・ルクセンブルク共同体	ヨルダン	オランダ	フィンランド
	イラン	パキスタン	フランス
ブルガリア	スペイン	ポーランド	チェコ
イギリス	イタリア	ルーマニア	スイス
ハンガリー	カタール	セルビア	スウェーデン
ベトナム	中国	スロバキア	エストニア
ドイツ	クウェート	アメリカ合衆国	韓国
ギリシア	キルギス	タジキスタン	

多数国間協定

ユ-ラシア経済共同体

▶ カザフスタン共和国銀行制度

中央銀行としての国立銀行は二層銀行システムの上層である。その他の銀行は銀行システムの第二層を成す。

国内及び外国専門家によると、カザフスタンの銀行システムは他のソ連から独立した国々と比べ、進歩している。

それは諸改革の成果である。

カザフスタン銀行セクターでの活動は「銀行及びその活動に関する法」により規制される。

現在カザフスタンでは34の第二層銀行が機能を果たしている。その内9の非居住者・銀行子会社を含む14は外国出資の銀行である。国有株式会社「カザフスタン開発銀行」もその一つである。26の銀行は支店網を有する。支店総数は418。カザフスタン金融監督

庁のデータによると、国内にDeutsche Bank, Societe Generale, Arab Bank, Standart Chartered, J.P.Morgan Chase等、国際銀行の29の代理店を含む67の第二層銀行が活動を行っている。

2001年に国の100%出資

で創立されたカザフスタン開

発銀行は

2015年

までの国

内工業イ

ノベーション

発展

方

針とその他

の国家プロ

ジェクトの実

施過程に参加す

る。当銀行は実施期

間が5年～20年までの生産及び非原料分野の投資プロジェクトの選定と融資を行う。

カザフスタンは金融システムを規制するバーゼル条約の導入の支持国である。銀行がリスク度合に応じた自己資本を保有することはバーゼル条約の方針である。



主なリスクの評価の扱いは銀行の規模により変更され、2010年9月12日世界銀行調整役のバーゼル銀行監督委員会は国際銀行規制バーゼル3を公表した。

カザフスタン金融監督庁によれば、2013年以降カザフスタン第二層銀行で新規規定が適用される。



国家による援助

▶ 投資優遇措置

投資優遇措置は政府決議第436号（2003年5月8日付）で規定された優先経済分野で適用される。

投資法により投資家は以下の優遇を受けることができる。

- 投資プロジェクト実施のための必用の機材及び付属品の関税免除

- 政府による現物供与：土地、建築物、施設、機械、コンピューター、計測器、調節装置、乗用車以外の交通機関、生産及び事業設備

優遇を取得するためにはカザフスタン新産業技術省投資局に書面申請をし、契約を締結しなければならない。





税法典により投資家は以下の優遇を受けることができる。
 税優遇：施設価値及び施設近代化、再建設にかかる費用について、3年以内に控除対象になる。
 欠損金繰越期限は10年となる。
 税優遇を受けるのに契約締結不要。

投資優遇措置に関する問題についてはカザフスタン新産業技術省投資局に問い合わせることができる。
 連絡先
 Transport Towerビル, Kabanbay street 47, Astana
 電話：+7 7172 241540、
 ファクス：+7 7172 242124
 メール：info@cominvest.kz

▶ 経済特区

国際経済関係の拡大、地域発展の促進、経済分野への支援及び社会問題の解決、投資の誘致および建築における最先端技術の利

用、高効率、競争力のある企業の育成などを目指し、カザフスタンは9箇所の経済特区を設立した。

● 現在の経済特区



経済特区の設置は国際商品流通、投資によって経済成長率を高める要素であることは世界で証明された。



● 経済特区「アスタナ - ニューシティ」



目的：新首都の発展、新企業の養成。

分野別活動：

- ・化学工業製品
- ・ゴム・プラスチック製品
- ・その他の非金属鉱業製品
- ・機械設備
- ・冶金工業
- ・電気機器
- ・照明機器用ガラスコンポーネント
- ・食品
- ・家具の生産及びセルローズおよび木繊維、紙、ボール紙
- ・交通機関、トレーラーおよびセミトレーラー
- ・鉄道気動車と車両
- ・航空宇宙機
- ・主な薬品
- ・電子部品

● 経済特区「国有石油化学工業団地」



設置目的：石油製品超深度掘削、精製法によって石油化学を発展させる

分野別目的：

- ・新技術を導入して炭化水素原料超深度掘削、精製法によって石油化学を発展させる。
- ・石油化学生産活動の効率化のための最先端技術を用いたインフラ構築。

● 経済特区「アクタウ港」



- ・冶金工業
- ・金属既成製品
- ・機械設備
- ・石油化学製品および関連生産技術
- ・貯蔵施設および補助輸送活動

設置目的：地域発展を促進し、共和国経済を全世界へ接続する。

分野目的：

- ・家庭用電気機器
- ・皮革製品の加工生産
- ・化学工業製品
- ・ゴム・プラスチック製品
- ・非金属鉱業製品

● 経済特区「情報テクノロジー団地」

設置地：アルマティー。設置

目的：情

報テクノロジーの発展、ソフトウェアの開発、情報通信設備の生産。

分野別目的：

- ・情報テクノロジー分野の発展
- ・情報新技術の開発
- ・情報技術分野での新製品開発



● 経済特区「南」



設置目的 - 紡績工業の発展。

分野目的

- ・衣料品以外の紡績品
- ・メリヤス製品
- ・繊維衣料品
- ・絹服地及び絹製品

- ・不織繊維材料及び衣料品
- ・絨毯、絨毯製品及びゴブラン織り
- ・コットンセルロース及び関連製品
- ・綿原料で高質紙の生産
- ・皮革製品

● 経済特区「ブラバイ」

分野目的：

- ・旅行業
- ・文化研修、医療ツアー、環境ツアー、ビジネスツアー、スポーツツアー及びその他のツアー



● 経済特区「パプロダール」



活動分野：

- ・化学工業製品
- ・石油化学製品および関連生産と技術

設置目的 - 化学及び石油化学分野の発展、特に最先端技術による高価輸出品生産の発展。

● 経済特区「サルアルカ」

設置目的： - 冶金工業及び金属精製分野の発展、世界メーカーの誘致による既製品生産の発展。

活動分野：

- 冶金工業製品
- 金属既製品、機械設備、交通機関、トレーラーおよびセミトレーラー、コンピューター、電子及び光学製品、電気機器
- 化学工業製品、ゴム・プラスチック製品
- 建築材料及び非金属鉱業製品



● 経済特区「ホルゴスー東の窓口」



設置目的：
輸出品及び通過貨物運送と経済及び文化交流の促進のための交通ロジスティクスを整備する。

国際標準に基づいた競争力を持つ国産製品を開発する。
国内及び海外投資の誘致によって投資プロジェクトを実施するため、優良な投資環境を整備する。
共和国経済の世界経済網への接続による地域発展を促進する。
近代的な経営管理手法の導入によって市場規範を改善する。
地域住民の雇用を促進する。

活動分野：

- 貯蔵施設の生産及び補助輸送活動
- 食品加工
- 皮革製品
- 紡績品の生産
- 非金属鉱業製品
- 化学工業製品
- 機械設備以外の金属既成製品
- 他のカテゴリに含まれてない機械設備
- 設計・見積もり通りに展示会、貯蔵及び行政用建物の建設



経済特区内

- ・国家サービスの提供は原則として「単一窓口」で行われる
 - ・自由関税地区用制度が適用される
 - ・土地インフラは全部または一部は国家資金で保障される
 - ・外国労働者の誘致のためのライセンスは簡素手順で発行される
- 経済特区参加者に以下の税制上の優遇が適用される。
- ・法人所得税免除
 - ・土地租税免除
 - ・財産税免除

経済特区「アスタナ・ニューシティー」と「情報技術特区」に補助特恵がある
2011年6月21付469-IV(1)号「経済特区に関する法律」に従い、経済特区の現行行政当局の代わりに株式会社の形での管理組織が設立される（経済特区「アスタナニューシティー」で管理部が残る）。

現在他の分野での経済特区の設置が検討されている。経済特区の設置案は地元あるい

- ・経済特区設立目的に符合し、経済特区内での活動過程で利用される、カザフスタン政府により規定された商品を販売する場合は付加価格税が免除される
- ・10年間で土地租借費は免除

は中央執行機関、企業家組合及び法人により産業・新技術省に提出される。
経済特区の参加に関するその他の情報は以下のサイトに掲載。

www.kazninvest.kz

サービスおよび支援

輸出・投資国家庁KAZNEX INVEST
外国投資家のための「単一窓口」

- 以下の者に対して支援を行う
- ・外国投資家
 - ・カザフスタンの投資プロジェクト創業者
 - ・カザフスタン製品の購入者
 - ・現行及び潜在輸出業者
- 以下の活動を主催する
- ・産業・新技術省と共同で国家元首及び政府参与のビジネスフォーラム
 - ・国家機関代表と外国投

資家と面会
以下のサービスを提供する

- ・外国投資家による投資プロジェクトの過程での起業に関する問題へのコンサルティング

以上のサービスはすべて無料で提供。
詳しくは以下のサイトに掲載。
www.kazninvest.kz

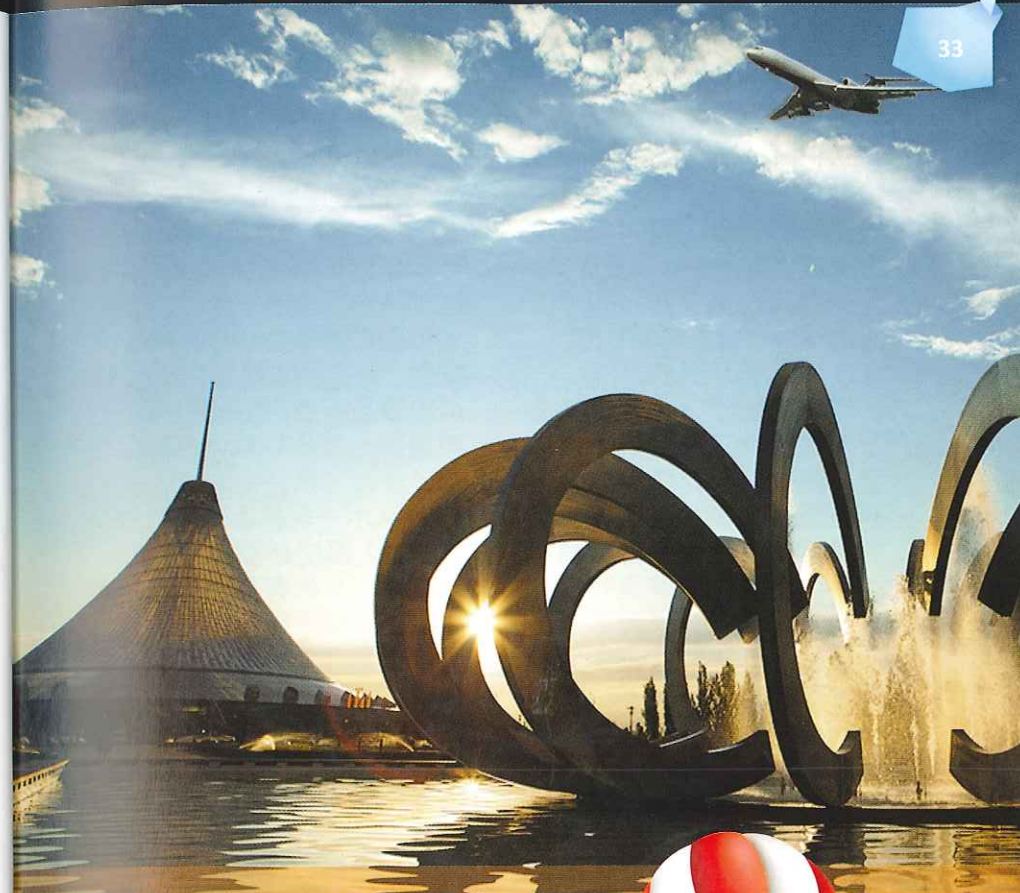
連絡先

本部
Business center 「Ansar」,
Syganak street 25, Astana,
電話：+7 7 1 7 2 7 9 9 3 9 3
ファクス：
+7 7 1 7 2 7 9 9 3 9 2
顧客用ホットライン（投資問題について）：
+7 7 1 7 2 7 9 - 9 3 - 9 3
（内線：1070, 1083）
メール：request@kazninvest.kz
輸出問題について
+7 7 1 7 2 7 9 - 9 3 - 9 3
（内線：1010）

メール：export@kazninvest.kz
アルマティ市出張所
Gogol street 11, Almaty
5階、事務所505, 502
電話：
+7 7 2 7 2 5 9 - 0 6 - 9 0
ファクス：
+7 7 2 7 2 5 8 - 2 1 - 5 1
北京出張所
郵便番号100037、北京市チャウヤン区、東三環、Full towerビル、事務所2104
電話・ファクス：+86 (10) 859 10677



カザフスタンでの起業



カザフスタン入国



▶ ビザ取得方法

カザフスタンに入国するためには二国間協定でビザに関するほかの規定がない場

合、ビザを申請する必要がある。

ビザの種類

投資ビザ：カザフスタンへ投資している大手の外国企業の代表、指導者とその家族に与えられるビザで、シングル、ダブル、トリプルお

よびマルチがある。

ビジネスビザ：カザフスタンへビジネスを目的（出張、商談、シンポジウムや会議への参加、入札、契約締結、展示会参加、商業取引の実施、国際運輸、コンサルティングおよび会計業務）に入国、または滞在する方に与えられるビザで、シングル、ダブル、トリプルおよびマルチがある。

業務ビザ：カザフスタンへ業務目的で来る方に与えられるビザで、シングル、ダブル、トリプルおよびマルチがある。

プライベートビザ：私用目的でカザフスタンへ入国および滞在する外国人に与えられるビザで、シングル、ダブル、トリプルがある。

観光ビザ：観光目的でカザフスタンへ入国する外国人に与えられるビザで、シングル、ダブル、トリプルがある。

ビザの申請料については貴国のカザフスタン大使館や

領事館、または以下のサイトを参照のこと。

www.invest.gov.kz

ビザ申請に必要な書類

ビザを申請するために、申請者の国にあるカザフスタン大使館、あるいは領事館にビザの申請を行う。その際、以下の書類を提出しなければならない。

1. パスポートあるいはカザフスタン入国に必要な証明書。パスポートの有効期限は申請するビザの期間の終了より6ヶ月以上残っていないなければならない。
 2. カザフスタン外務省発行のビザ発行番号が明記された招待状（インビテーションレター）のコピー、あるいはカザフスタン内務省発行の個人招待状のオリジナルをビザ取得願いととも提出（ちなみに招待状の提出を必要としない47カ国がある）。
 3. ビザ申請用紙
 4. カラー写真（3.5×4.5 1枚）
 5. 手数料支払証明
- その他書類提出の必要性は申請地の領事により判断される。
- 申請者の国の大使館あるいは領事館の連絡先は以下のサイトあるいはCDを参照のこと。 www.invest.gov.kz

ビザ発行までの手順

ビザ申請のために招待者（招待機関）は以下の書類を外務省に提出しなければならない。

1. 指定された招待状（インビテーションレター）
2. ビザ手数料金支払証明のオリジナル
3. 本年度招待する場合は本年度発行された以下の書類を提出する。

- ・ 定款
- ・ 法務省での登記証明
- ・ 納税証明書（滞納等がないことを証明する）
- ・ 旅行者を招待する場合は旅行業務ライセンス

1. 招待者（招待機関）からの委任状
 2. 被招待者の個人情報（電子データ）
- 投資ビザを申請する場合はカ

ザフスタン新産業技術省投資局の申請が必要。

招待状は3枚用意する。2枚は外務省に提出し、1枚は被招待者に送る。

書類提出後、3-5日で審査される。ビザ発行が許可された後、外務省はビザ発行番号を招待者に通達する。招待者は被招待者にその番号を伝える。



アスタナ市における外務省連絡先
 Tel : +7-7172-72-04-70 , 72-04-71
 Fax : +7-7172-72-04-60
 住所: Kabanbay street 28-3,
 Astana
 アルマティ市における外務省代
 表部連絡先
 Tel : +7-727-272-09-39 , 272-
 03-11
 Fax : 72-08-43
 住所 : Aiteke street 65 , Almaty

追加情報

・ 外務省のサイト : www.mfa.kz
 ・ カザフスタンのビザ取得規定
 はカザフスタン外務省 (2009年
 12月14日 08-1-1-1/457号) およ
 び内務省 (2009年12月22日 488
 号) の共同布令により決定され。



▶ 外国人登録

カザフスタンへ入国の際に入
 国管理局が発行する入国カー
 ドをもらう。

入国した日から5日以内に移
 民警察署にて外国人登録を済
 ませなければならない。

● 28カ国の先進国と政治安
 定国からの外国人の登録は
 自動的に次の形で登録され
 る。

・ カザフスタン大使館、あ
 るいは領事館にて旅行ビ
 ザ、私用ビザ、外交ビザ、
 業務ビザ、ビジネスビザを
 発
 給する時点で登録される。
 ・ カザフスタン国境におけ
 る入国管理局にて直接登録
 される。

外国人登録を代行するホテ
 ルがアルマティに数箇所あ
 る。そのリストはサイトを
 参照のこと。

www.invest.gov.kz

その国のリストは貴
 国の大使館、領事館
 あるいは以下のサイ
 トを参照のこと。

www.invest.gov.kz

以上の場合は移民警察での登
 録は不要。

外国人登録は無料。また、登
 録期間は3ヶ月。登録期限内に
 登録しなかった場合、あるい
 は登録拒否の場合は罰金ある
 いは国外退去の上、5年間の入
 国禁止などの行政的処罰が課
 せられる。



カザフスタンでの起業

▶ 法人形態

●有限責任会社

定款によって資本が持分に分配され

た、一人もしくはそれ以上の
人によって創立された会社。

カザフスタン共和国の法令により特別の規定がある場合を除き、原則として出資者は出資した以上に会社の債務に対して責任を負わない。

最低定款資本額は月間計算指数(MRP)の100倍つまり約1032米ドルに等しい額とする。小型ビジネス

スの最低定款資本額は100
0テンゲつまり約0.68
米ドルに等しい額とする。
定款資本は、会社が国家登録された日から30日以内に全額支払わなければならない。

●株式会社

企業活動資金を調達するための株

式を発行する法人。

株式会社は株主自身財産から独立した財産を持つ上、財産範囲で会社債務に責任を負う。カザフスタン共和国の法令により特別の規定がある場合を除き、原則として株主は会社に対して所有

株数の範囲以外に責任を負

わない。

株式会社株主は、一人もしくはそれ以上。最低定款資本額は50000MRPつまり約514846米ドルに等しい額とする。

●支店および代理店

支店：法人の一部。法人所在地以外のところで法人の全体及び部分機能を果し、代表機能も含む。

代理店：法人所在地以外のところで法人を代表し、その利益を保護する機能。カザフスタン共和国の法令により特別の規定がある場合を除き、代理店は法人に代わって取引及び法的活動を行う。支店と代理店は法人ではなく、設立され

た法人と財産を分与し、法人に決められた立場で活動する法人の一部である。

* MRP-月間計算指数

2011年度のMRPは1512テンゲ(10,3米ドル)で計算される。

▶ 企業登録

法人登記のために登記機関（法務省およびその地域部門）に必要な書類を提出する。



● 必要書類リスト

- ・創業者あるいは代表者により署名された申請書
- ・番号ついて、綴じられた創立に関するカザフ語ロシア語文書3枚
- ・創業者及び指導者の身分証明書コピー、納税者証明書コピー



● 法人創業者が法人である場合は以下の書類を提出する。

- ・税務署発行の納税証明（滞納がないことを証明する書類）
- ・国家登記（再登記）簿のコピー公証
 - ・統計カードのコピーの公証（ある場合は）
 - ・担税者証明書コピーの公証

● 外国人参与での法人登記はカザフスタン共和国法人登記手順で行われる。その場合は以下の補充書類を提出する。

- ・創業者・外国法人は所在国の法律によって法人として認められた公認文書のカザフ語とロシア語訳の公証
- ・創業者・外国自然人のパスポート又は身分証明書のカザフ語とロシア語訳の公証
- ・法人の所在地証明
- ・法人国家登記とその支店、代理店登録の手数料支払い証明

● 法人登記のために登記機関（法務省およびその地域部門）に必要な書類を提出する。

必要書類リスト

- ・創業者あるいは代表者により署名された申請書
- ・番号ついて、綴じられた創立に関するカザフ語ロシア語文書3枚
- ・創業者及び指導者の身分証明書コピー、納税者証明書コピー
- ・法人創業者が法人である場合は以下の書類を提出する。
 - 税務署発行の納税証明（

滞納がないことを証明する書類）

- ・国家登記（再登記）簿のコピー公証
- ・統計カードのコピーの公証（ある場合は）
- ・担税者証明書コピーの公証
- ・外国人参与での法人登記はカザフスタン共和国法人登記手順で行われる。その場合は以下の補充書類を提出する。
 - ・創業者・外国法人は所在国の法律によって法人として認められた公認文書のカザフ語とロシア語訳の公証
 - ・創業者・外国自然人のパスポート又は身分証明書のカザフ語とロシア語訳の公証
 - ・法人の所在地証明
 - ・法人国家登記とその支店、代理店登録の手数料支払い証明
 - ・支店又は代理店を設置する場合は以下の書類を提出する。
 - ・会計登録申請書
 - ・法人に認定された支店の地位
 - ・支店指導者に法人により発行された委任状のカザフ語ロシア語訳公証
- 法人の支店設置について

の決義のカザフ語ロシア語訳公証

- ・ カザフスタンで支店を設置する外国法人は所在国の法律によって法人として認められた公認文書のカザフ語とロシア語訳の公証
- ・ 外国法人の納税登録証明の公認文書のカザフ語とロシア語訳の公証

- ・ 外国法人定款コピーのカザフ語とロシア語訳公証
- ・ 外国法人創立に関する公認文書のカザフ語とロシア語訳のコピー公証
- ・ 法人の所在地証明
- ・ 法人国家登記とその支店、代理店登録の手数料支払い証明



登録期限

- ・ 小型企業
- ・ 標準定款に基づき活動を実行する中型と大手企業
- ・ 以上の企業の支店又は代理店の登録

申請書類を提出後の翌日 1 営業日以内

- ・ 標準定款に基づき活動を実行する中型と大手企業の再登記
- ・ 以上の企業の支店又は代理店の登録

申請書類を提出後の翌日から 3 営業日以内

- ・ 標準定款以外の定款に基づき活動を実行する中型と大手企業の登記（再登記）
- ・ 以上の企業の支店又は代理店の登録（再登録）

申請書類を提出後の翌日から 7 営業日以内

国家登記簿の発行期間

- ・小型企業
- ・標準定款に基づき活動を実行する中型と大手企業
- ・以上の企業の支店又は代理店の登録

申請書類提出日から
5営業日以内

- ・標準定款以外の定款に基づき活動を実行する中型と大手企業及びその支店又は代理店の登記

申請書類提出日から
11営業日以内

国家登記が済んだ企業は国家登記簿、統計カードと税務機関での登録証明が付与される。

その後銀行口座を開き、社印を作ることができる。カザフスタン共和国「通貨及び銀行に関する法律」に従い、投資家はカザフスタン国内でテンゲ又は外国貨幣で口座を開くことができる。支店又は代理店は外国での口座を利用する権利がある。

外国で登記された企業はカザフスタン国内で企業活動を行うことが禁止されません。そのため、財産又は恒常施設の所在地で税務登記

を受けなければなりません。

カザフスタン共和国法務省連絡先

Orynbor avenue 8,

Astana,

官庁ビル、入り口13

事務所電話：

+7 7 1 7 2 7 4-0 7-3 7

電話：

+7 7 1 7 2 7 4-0 9-5 4

▶ ライセンス取得

カザフスタンでは許可が必要な特定業種がある。

● 以下の分野は許可取得対象になる。



- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 工業 | 16. 賭博ビジネス |
| 2. 核エネルギーの利用 | 17. 獣医 |
| 3. 毒物の取引 | 18. 司法鑑定 |
| 4. 交通 | 19. 文化 |
| 5. 麻酔剤、向精神物質取引 | 20. 財政分野、財政資源集中活動 |
| 6. 情報安全保障 | 21. 建築、設計、都市建設 |
| 7. 捜査用特別技術機関 | 22. カザフスタン共和国国家シンボルの作成 |
| 8. 個別兵器、軍備の取引、爆発品及びその利用 | 23. 関税事務 |
| 9. 宇宙空間の利用 | 24. アルコール製品の生産販売、タバコ製品の生産 |
| 10. 情報通信 | 25. 貨幣品利用に関する業務 |
| 11. 教育 | 26. 商品輸入輸出 |
| 12. マスコミ設備 | |
| 13. 農林業、測地学、製図 | |
| 14. 保健 | |
| 15. 法事及び個人サービス | |

● ランセンス及びライセンス付属書を取得ため、許可発行担当機関に以下の書類を提出する。

- 1) 申請書
- 2) 法人の場合は、定款のコピー（輸出輸入取引以外）と法人登記簿（照合のための原本を提出しない場合は公証された文書）
- 3) 自然人の場合は、身分証明書コピー
- 4) 自営業者の場合は、個人企業登記簿コピー（照合のための原本を提出しない場合は公証された文書）
- 5) 税務機関での納税証明書コピー（照合のための原本を提出しない場合は公証された文書）

- 6) ライセンス取得手続き料金の支払い証明のコピー（照合のための原本を提出しない場合は公証された文書）
- 7) 資格要求に適應する書類及び参考資料。金融活動に関する分野での許可発行の場合はカザフスタン共和国立銀行及び金融組織と金融市場の監督規制機関から上記以外の補充書類が請求されることがある。

● 許可のある活動枠組みでライセンス付属書を申請する場合は以下の書類を提出する。

- 1) 申請書
- 2) ライセンスコピー（照合のため原本を提出していない場合は公証文）
- 3) 個別特許の資格要求に適應する書類及び参考資料。

▶ インタネット上でのライセンス交付

電子政府のホームページを通じて、インタネットに登録用紙に記入し、電子データのライセンスを取得することが可能。

詳しくはサイトで。
www.elicense.kz



● ライセンス発行期間

- ・書類提出日から15営業日以内
- ・核エネルギー利用許可、金融活動に関する分野での許可は書類提出日から30営業日以内

ライセンス発行側が規定期間内で申請者にライセンス又は付属書を発行していない、もしくはライセンス発行不可の拒否理由を提出しなかった場合は、ライセンスが発行されたとみなされる。発行側は発行期限締め切り日から5営業日でライセンスを申請者に発行する義務がある。そうではない場合はライセンスが取得されたとみなされ、許可枠組みでの活動を実行することができる。ライセンス申請書類の受付日付が記載された証明のコピーがその法的な根拠となる。

ライセンス無しで活動する場合は、罰金及び無許可活動からの収入の没収という形で行政司法責任が課せられる。

外国人雇用条件

外国人と労働契約を締結する前に雇用者は現地関連機関で被雇用者に労働許可を取得しなければならない。

● 以下の場合には許可不要。

- ・外国企業の代理店と支店指導者
- ・一年内に60日を越えない短期出張している従業員。

・定款資産の50%以上は外国法人及び自然人が所有し、カザフスタン法人の指導者として外国労働者を誘致している方、50%以上の株が国有あるいは外国法人か自然人に所有されているカザフスタン株式会社取締役会会員
政府は毎年外国人労働者許可の割り当てを決める。2011年の割り当ては労働人口の0.85%に固定された。来年度の労働許可取得のため、雇用者は本年度9月1日までに申請しなければならない。カザフスタン共和国政府決議2001年6月19日付836号を参照のこと。
原則として労働許可は1年を期限として発行される。



2012年外国労働者雇用許可
取得手順は大幅に簡素化さ
れ
ることが予定されている。

カザフスタン共和国労働厚生省
連絡先
Orybor avenue 2,
Astana
官庁ビル入り口6
受付電話番号: +
7-7172-74-28-51
74-36-04
メール: minturd@enbek.kz



関税率

▶ 関税同盟

人口1億7000万人、合計
国内総生産2兆米ドルの市場
であるカザフスタン、ロシ
ア、ベラルーシ3カ国領土内
は統一関税領域として扱わ
れる。

● カザフスタン領土に財
貨及び交通機関を搬入する
際、以下の税が課せられ
る。

- 関税：税率は課税され
る商品種目によって異
なる、商品種目別の税
率は[www.keden.kz/ru/
ed_tamtarif.php](http://www.keden.kz/ru/ed_tamtarif.php) でご覧
いただける。
- 主な荷物関税申告書50コ
ー口、補充荷物申告書一
枚20コー口の手数料
- 課税輸入品（輸入品課税
が付加価値税以外の税関
価格、税額、商品輸入の
際に支払うべきの費用を
含む）に対して12%の
付加価値税

- 物品税
関税同盟の統一関税率
に従い、輸入関税率は
0%から80%まで変わ
る。関税同盟統一関税法
典により規定される特定
関税制度は関税免除ある
いは部分免税の対象を定
める。

● 個人用品に対しての価格・重量制限

重量50キログラムかつ価格1,500ユーロ以下の荷物は免税され、関税申告の必要が無い。その制限を超えた場合は、税関価格の30%の関税が課せられるが、最低関税額は重量超過1キログラムあたり4ユーロで計算される。

● 貨幣、有価証券、手形、小切手の携帯

・ 関税同盟領域内の関税申告は不要かつ制限無し。
・ 関税同盟非加盟国からの入国および関税同盟非加盟国への出国の際、携帯貨幣10,000米ドルを超えた場合は携帯貨幣全額に旅客用申告書を提出する。

● 輸出関税率は

輸出関税率は2010年6月7日からの第520号カザフスタン共和国政府決議により批准された。特定商品を除いての輸入関税率は10%から30%まで変更する。当決議の詳しい内容はhttp://ru.government.kz/docs/p100000520_20100607ご覧できる。



税制

▶ 外国人の課税

● 外国自然人は以下の場合、カザフスタンの税務署での登録が必要である。

1. カザフスタンでの税制上の
居住者銀行で口座を開く。
2. カザフスタンで収入を得ているが、源泉徴収を受けていない。
3. 納税居住者資格を取る。

● 税務登録:

原則として外国人移民カードに記載された住所での税務署において登録する。税登録はカザフスタン及び外国の組織及び法人代理店

あるいは支店が法務省で登記した時点で自動的に行われる。

居住者はカザフスタン国内と外国からの全収入に対して課税される。

非居住者は支払い地域に関わらずカザフスタン国内源泉所得に対して課税される。

カザフスタン国内の源泉所得にはカザフス

タンでの勤務に伴い受領した給与所得、居住者及び恒常施設を有する非居住者から支払いを受けた金利所得と居住者・法人から受け取った配当所得が含まれる。



連続した12ヶ月間の間で183日以上カザフスタンに滞在する外国自然人は居住者とみなされる。

カザフスタンと44カ国の間に二重課税回避協定が結ばれ、かつ同協定には居住者資格についての規定が明記されている。その国リストは以下のサイトでご覧いただける。

www.invest.gov.kz 或は
www.salyk.kz

▶ 主な税金

● 外国投資家の企業活動に対して以下のような税が課される。

1. 法人利潤税-20%
2. 個人所得税- 5-10%
3. 鉱物採掘税 - 鉱物の種類と採掘量に基づき課される。
4. 付加価値税 - 12%
5. 土地税-土地性質によって、1ヘクタール又は1平方単位で決められる。
6. 資産税 - 1.5%
7. 車両税-税率は車両種目により異なる。

8. 年金納付金、社会保険 - 10%と5%

1. 法人利潤税

納税者…居住者及び恒常施設を通じて活動している又はカザフスタンで源泉所得を得ている非居住者。

● 法人利潤税率

- ・一般税制対象収入に対して20%の税率
- ・土地が生産手段としての納税者取得に対して10%の税率

- ・報酬、当選賞金、非居住者のカザフスタン国内の収入に対して15%の税率

● **課税所得は以下の場合には減少する。**

- ・ 課税取得の3%範囲での社会福祉費用
- ・ 自然人の教育費。教育費は学費、居住費、振込み費、旅費を含む。
- ・ 以下の所得：長期資金貸付金利、価格増加による収入、特恵有価証券取得

● **欠損金の繰越**

- ・ 2009年1月1日までの欠損金 - 3年
- ・ 2009年1月1日まで及び地下資源利用契約関連活動実行での欠損金 - 7年
- ・ 2009年1月1日までの欠損金 - 10年

法人利潤税の前払い

法人利潤税の前払費用

は税務調整期間を考慮に入れた税務期間内での総年所得の月間計算指数(注・課税・社会保障などの基準となる指数。一年に一回変更される)の325000倍(2011年の場合、3347500米ドル)を越える大手企業のみ、法人利潤税の

前払い費用を計算し支払う。

法人利潤税の前払費用と源泉徴収控除額の計算は当年法人利潤税を軽減するため、次の10年に繰り越す。

課税年度：1月1日から12月31までの暦年。

法人利潤税申告書：課税年度の3月31日までに所在税務署に提出する。

法事利潤税の前払費用：毎月25日以前に納付。

法人利潤税の納付：申告書提出規定日から10日間以内行われる。納税代表者には納付月の翌月の25

日まで。

● **以下の収入に対しての法人利潤税の軽減**

- ・ カザフスタン証券取引所の公式リストに載せられた国家有価証券、代理債券、長期有価証券の取引から得た収入
- ・ 株及びカザフスタン法人又は財団での参加持分を売却する際の価格増加から得た所得。条件とし

て、このような法人・非居住者又は財団の50%以上の定款資本金、或は株は、株売却時点で地下資源利用者の所有資本ではないこと。

2. 個人所得税

● **納税者**

納税者：課税対象を有する自然人

● **個人所得税は以下の場合には源泉徴収**

- ・ 労働者収入、納税代理から受領した自然人収入、積み立て年金基金からの年金支払、報酬、利潤、利益配当金の形での収入、奨学金、契約に基づき領収した積み立て保険からの収入

自己申告対象になる所得(財産収入、個人企業収入)についての税の計算及び納付は納税者に自主的に行われる。

● **個人所得税率**

- ・ 配当所得、利潤所得、報酬所得 - 5%
- ・ その他の所得 - 10%

● **税控除**

- ・ 標準控除：最低賃金額
- ・ 財産控除：住宅用不動産購入による償却・補償に

よる控除

- ・社会控除：強制年金、医療費、保険金
- 個人所得税の前払は行われない

●課税期限

- ・源泉徴収所得 - 月単位
- ・非源泉徴収所得 - 1月1日からの12月31日までの暦年

●個人所得税申告

- ・源泉徴収所得に対して四半期終了後の翌々月の15日までに納税代理人により所在税務署に申告される。
- ・非源泉徴収所得は課税年度の翌年の3月31日までに納税代理人により所在税務署に申告される。

●個人所得税の納付期限

- ・源泉徴収所得納付代理人は納付を行った月の翌月の25日まで。
- ・非源泉徴収所得に対して

の税は個人所得税申告提出後10日間以内。

●個人所得税非課税収入

- ・次の条件を満たす場合の配当所得
- ・3年間以上株及び参加持分を有する。
- ・法人又は財団の50%以上の定款資本あるいは株は株の配当金支払時点で地下資源利用者の所有資本ではないこと。
- ・保有する株及び参加持分の売却で価格増加から得た収入、条件として法人又は財団の50%以上の定款資本或は株は株の販売時点で地下資源利用者の所有資本ではないこと。
- ・カザフスタン国内での株式取引所で取引所の公式リストに入っている有価証券を公売中の価格増加によって得た収入。

3. 鉱物資源採掘税

地下資源利用者は地下資源業務を行う場合、税法典で指定されている税及びその他の費用を支払う義務がある。

●特別費用と税は以下のものを含む：

1) 特別費用

1) 特別費用：

- a) サインボーナス
 - b) 商業量発見ボーナス
 - c) 歴史的な費用
- 2) 鉱物採掘税
 - 3) 超過利得税

a) サインボーナス

契約領域において地下資源利用権取得の際、国へ度限り支払う固定納付金である。当初税額は契約の種類によって決められる。

1. 石油契約・地質調査契約 - 月間計算指数の2800倍；鉱物原料採掘契約（鉱物を含む産業廃棄物以外） - 月間計算指数の280倍；一般有用鉱物、地下水、治療用泥 - 月間計算指数の40倍。

2. 石油契約・採掘と探鉱及び採掘契約 - 月間計算指数の

3000倍以上；鉱物原料採掘契約（鉱物を

含む産業廃棄物以外) - 月間計算指数の 5 0 0 倍; 一般有益鉱物、地下水、治療用泥 - 月間計算指数の 4 0 倍。

3. 鉱物を含む産業廃棄物加工契約 - 月間計算指数の 3 0 0 倍以上。

4. 廃水放水目的での地下試掘、探鉱及び採掘と関連しない地下施設の建築契約 - 月間計算指数の 400 倍。

ボーナスは落札者決定後の 30 暦日以内に 50 % が支払われ、残りは契約締結後の 30 暦日以内に支払われる。

b) 商業埋蔵量発見ボーナス

契約領域において商業的な埋蔵量を発見したときに、地下資源利用者によって支払われる固定納付金である。

(補充探鉱過程での発見も含む)

有益鉱物の探鉱契約に採掘が規定されていない場合は商業量ボーナスを払わない。商業量ボーナス額は、抽出可能な確認埋蔵量の 0 . 1 % である。支払い期間は以下の通り:

1) 鉱物採掘契約の締結日から 9 0 日以内。

2) 補充探鉱過程で発見する場合は、カザフスタン共和国全権機関により抽出可能埋蔵量が確認された日から 9 0 日以内。

支払月の翌々月の 1 5 日までに地下資源利用者により所在税務署に申告される。

c) 歴史的な費用

過去に契約領域の地質調査、探鉱に費やした国家予算の合計費用の固定賠償金。歴史的な

費用額は全権国家機関により計算される。カザフスタン共和国「地下資源及びその利用に関する法」に従い、歴史的な費用の一部は国有地質情報の取得料として、残りの分は歴史的な費用の賠償金として国に支払われる。

1) 歴史的な費用額は月間計算指数の

1 0 0 0 0 倍

以下である場合は、地下資源利用者が採掘始めた年の翌年の 4 月 1 0 日までに支払う。

2) 歴史的な費用額は月間計算指数の 1 0 0 0 0 倍以上である場合は、次の四半期の翌月の 2 5 日までに、1 0

年以下の継続期間内で分割で支払う。

2) 鉱物採掘税

原油、ガス濃縮物に対しての鉱物資源採掘税は年間採掘量により一定の割合で決められる。税率は以下の通りである。

№	年間採掘量(トン)	税率%
1	25万以内	5
2	50万以内	7
3	100万以内	8
4	200万以内	9
5	300万以内	10
6	400万以内	11
7	500万以内	12
8	700万以内	13
9	1000万以内	15
10	1000万以上	18

天然ガスへの鉱物採掘税率は10%である。天然ガスを国内市場で売買する場合、年間採掘量により決められる。

№	年間採掘量(立方メートル)	税率%
1	10億以内	16,2
2	20億以内	2,5
3	20億以上	2,8



第一次加工済みの鉱物原料および石炭の税率は鉱物の種類によって異なる。

No		鉱物名称	税率%
1	鉄、非鉄、放射性金属の鉱物	クロム酸鉱石（精鉱）	16,2
		マンガン・鉄マンガン鉱石（精鉱）	2,5
		鉄鉱（精鉱、ペレット）	2,8
		ウラン（生産的な溶解、採掘方法）	22,0
2	金属	銅	5,7
		亜鉛	7,0
		鉛	8,0
		金、銀、プラチナ、パラジウム	5,0
		アルミニウム	0,25
		錫、ニッケル	6,0
3	金属を含む鉱物原料	バナジウム	4,0
		クロム、チタン、マグネシウム、コバルト、タングステン、ビスマス、アンチモン、水銀、ヒ素、その他	6,0
4	希少金属を含む鉱物原料	ニオブ、タンタル、セリウム、ジルコニウム	7,7
		ガリウム	1,0
5	副産物金属	セレンウム、テルリウム、モリブデン	7,0
		スカンジウム、ゲルマニウム、ルビジウム、セシウム、カドミウム、インジウム、タリウム、ハフニウム、レニウム、オスミウム	6,0
		ラジウム、トリウム	5,0

7	非金属を含む鉱物原料	石灰石、褐炭、可燃性の粘板岩	0
		燐灰岩	4,0
		ホウ素、硬石膏	3,5
		重晶石	4,5
		タルク	2,0
		ホタル石	3,0
		珪灰石	3,5
		シュンガイト	2,0
		黒鉛、その他	3,5
装飾用石材			
8	宝石を含む鉱物原料	ダイヤモンド、ルビー、サファイア、エメラルド、赤（希少）スピネル、ユークレーズ、トパーズ、アクアマリン、その他	12,0
9	装飾石を含む鉱物原料	軟玉、青金石、ロードナイト、キャロイト、孔雀石、アベンチュリン、メノウ、碧玉、ピンク石英、翠銅鉱、玉髄、その他	3,5
10	工業用石材を含む鉱物原料	ダイヤモンド、鋼玉、メノウ、碧玉、蛇紋岩、ジルコン、アスベスト、雲母、その他	2,0

一般的な鉱物資源、ミネラル地下水、治療に使われる泥は
鉱物資源として扱われ、鉱物資源採掘税が課せられる。

№	鉱物名称	税率%
1	冶金用非鉱石原料、鑄物砂、アルミナ岩石(長石、ペグマタイト)、石灰岩、白雲石、石灰・白雲石岩、食品産業用石灰	2,5
2	その他の非鉱石原料、耐火粘土、カオリン、ひる石、食塩	4,7
3	建築材料、火山多孔岩石(火山灰、スラク、軽石)、火山含水ガラスと透明岩石(真珠岩、黒曜石)、小石と砂利、石膏、硬石膏、粘土と粘土岩、(耐火及び可溶粘土、ローム、珪質粘土岩、シルト岩、粘板岩)、白亜、泥灰石、珪石岩(板状珪藻土、蛋白土、珪藻土)、切石、堆積岩、変形岩石(花崗岩、玄武岩、輝緑岩、大理石)、鑄物砂以外の砂(建築用、石英)、砂岩、自然色素、貝殻石灰岩	5,6
4	地下水、治療用泥	10,6

収益性が0%以下の場合又は高粘着性、高湿潤の土地で、収益性が低く、産出量が小さかったり掘り尽くさ

れたような条件での採掘には鉱物資源採掘税の税率が軽減されることがある。

超過利得税

超過利得税は、地下資源利用者の純利益の累積控除に対する年間総所得の比率に相当する内訳に応じてスライド税率で支払われる。

4. 付加価値税

● 付加価値税

自営業者、国家組織以外の法人・居住者、カザフスタン国内での恒常施設を通じて経営している非居住者、カザフスタン共和国関税法に基づき財貨を輸入している業者。

での財貨輸出、財貨の通貨運送関連取引に0%の税率が適用される。

● 付加価値税免税取引

金融サービス、非営利組織のサービス、文化、科学、教育分野でのサービスと労働、医療及び獣医分野での医療機器を対象とした取引と土地及び住宅関連の取引。

● 付加価値税納税者としての登録基準

暦年内販売額は月間計算指数の30,000倍以上(2011年は30,8908米ドル)

● 付加価値税率

- ・課税取引及び輸入 - 12%
- ・納税者がカザフスタン国内で地下資源利用に関する契約の枠組みで活動し、自社製品の販売過程

●付加価格税免税輸入

- ・外国及びカザフスタンの貨幣、紙幣および有価証券
- ・免税範囲内での自然人財貨物品税対象以外の人道援助としての財貨
- ・寄贈品
- ・外交使節の公用品
- ・カザフスタン関税法により申告が必要な財貨
- ・薬品
- ・医療用品及び医療機器
- ・郵便切手(コレクション以外の)
- ・紙幣製造用の原料
- ・国際機関

国家及び政府補助金からの派生商品(納税免除手順は2008年12月23日よりの第1229号政府決議によって決定された)。

●課税期限…四半期

四半期後の翌々月の15日までに納税代理人により所在税務署に申告される。

●付加価値税の納付期限

四半期後の翌々月の25日まで。

輸入品に対してはカザフスタン共和国関税法により規定される支払日当日。

●付加価値税還付

債借り越しと呼ばれる、買手が付加価値税を売り手に払いすぎた場合は段階的に還付される。

過払い付加価値税は180暦の日以内に還付される。

0%の課税所得は総課税所得の70%以上を構成する場合は、付加価値税申告をしてから

60営業日以内に還付される。以下のものに対して付加価値税還付の簡素手順が規定された

- ・ モニタリング対象の高額納税者には15日以内、事前税務調査はなし。
- ・ リスクマネジメントシステム応用結果で、リスクの対象に所属しない納税者は30日以内。

●高額納税者のモニタリング

高額納税者に対して付加価値税還付は事前税務調査無し簡略手続きで行われる。

不正還付の防止のため、

2011年1月1日から実施される税法典は改正された。

改正により、2009年1月1日までカザフスタン政府又は管轄部門と地下資源利用者の間に締結された「製品分配に関する協定(契約)」に規定され、高額年所得を得る地下資源利用者は税法典の諸要求(税法典623号2条1,2項)を履行したか否かに関わらず高額納税者とみなされ、モニタリング対象となる。



5. 土地税

● 納税者

- ・ 納税者 - 土地を保有する法人。

● 課税対象:

- ・ 土地又は土地持ち分。

● 税率

- ・ 収穫級に基づいた土地性質、または居住区の種類によって、1ヘクタール又は1平方単位で決められる。

● 係数0.1が適用される納税者

- ・ 子供保養所
- ・ 非営利団体
- ・ 森林火災装置
- ・ 森林害虫及び火災対策
- ・ 自然生物資源の再生
- ・ 結核・精神障害者療養施設
- ・ 森林生態環境改善に関わる社会活動をしている国家企業。

● 係数0が適用される

- ・ 次の要求を満たす企業: 課税期限での従業員総数の51%以上は障害者である
 - ・ 障害者従業員に支払う給与は全給与支出の51%を超える
 - ・ 課税土地は経済特区領域内で位置する、かつ経済特区活動に使われる。
- 土地所有権、土地継続的な利用権、土地無償臨時使用権に基づき土地税の計算納付は法人により自主的に行われる。

● 課税年度:

- ・ 1月1日から12月31までの暦年

● 決算報告期限:

- ・ 本課税年度の2月15日まで。課税期限で納税義務に変更がある場合は本課税期限の2月15日、5月15日、8月15日、11月15日以前。

● 確定申告期限:

- ・ 翌年課税年度の3月31日まで

● 納付期限:

- ・ 平常納付は本年2月15日、5月15日、8月15日、11月15日以前、最終決算は申告期限が到来後の10日間以内。

6. 資産税

● 納税者

- ・ カザフスタン国内で所有、支配、利用する資産を保有する法人。

● 課税基準

- ・ 簿記データに基づき決められた課税対象の年平均価格

● 課税対象:

- ・ カザフスタン国内にある建物、施設

● 税率

- ・ 1.5% - 法人向けの課税標準にて適用。
- ・ 0.5% - 自営業者及び簡易化申告に基づき特別税制を用いる法人向けの課税標準に適用。
- ・ 0.1% - 図書、科学人材の資格の審議分野で活動をしている営利及び非営利団体/飲用給水施設/土地改善

設備、貯水設備、水利総合施設とそのほかの水利施設

- **税決算方法：**
 - ・決算納付は法人により自主的に行われる。
- **課税年度：**
 - ・1月1日から12月31までの暦年
- **確定申告期限：**
 - ・課税年度の翌年の3月31日まで
- **決算報告期限：**
 - ・本課税年度の2月15日まで。課税期限で納税義務に変更がある場合は本課税期限の2月15日、5月15日、8月15日、11月15日以前。
- **納付期限：**
 - ・平常納付は本年2月15日、5月15日、8月15日、11月15日以

7. 車両税

- **納税者：**
 - ・所有、支配、利用する課税対象を保有する法人及び支店。

前、最終決算は申告期限が到来後の10日間以内。

税決算方法：決算納付は法人により自主的に行われる。

- **課税対象：**
 - ・カザフスタン国内での登録された又は登録されるべきの交通機関（トラクター以外の）
- **税率：**
 - ・交通機関種目と技術性質により月間決算指数の百分比で計算される。
- **課税年度：**
 - ・1月1日から12月31までの暦年
- **決算報告期限：**
 - ・本課税年度の7月5日まで
- **確定申告期限：**
 - ・課税年度の翌年3月31日まで
- **納付期限：**
 - ・年初から7月5日まで所有権を用いる交通機関
 - ・7月1日以降所有権を取得した交通機関 - 申告書提出期限到来から10日間。

8. 年金納付金

雇用者は当地従業員月収から10%の強制年金納付金を年金基金に振り込む。最低月間給与の75倍を超える(約8159米ドル)月間収入には強制年金納付金が課せられない。年金は個人所得税と社会税に対して控除対象となる。

社会保険料

当地従業員月収の5%の率で、雇用者により払われる。最低月間給与の10倍を超える(約1,088米ドル)月間収入は支払い対象にならない。自営業者も収入の5%社会保険料が課される。

* 2011年度の最低月間給与額は15999テンゲ(109米ドル)である。

特別税制

● 個人営業資格者のための特別税制

- ・ 従業員を雇わない、かつ課税期限での所得は最低月間賃金 (2011 年は108米ドル) の200倍を超えない自営業者に適用する。税率は2%。

● 簡単申告ベースでの特別税制

- ・ 四半期での所得は68,000米ドルを超えない、かつ従業員数は25人以下の自営業者と四半期での所得は170,000米ドルを超えない、かつ従業員数は50人以下の自営業者に適用する。税率は3%。

● 農業及び農場経営者のための特別税制

- ・ 農業製品生産、加工及び自製製品を販売する農業及び農場経営者には単一土地税ベースでの税制が通用する。

- 単一土地税の納税者は以下の税金を払わない:

- ・ 個人所得税、付加価格税、土地税、輸送税、資産税。

- 単一土地税の納税者は税務機関において付加価格税登録を自主的に申請することができる。

- 土地の評価価格に対しての率は0.1%

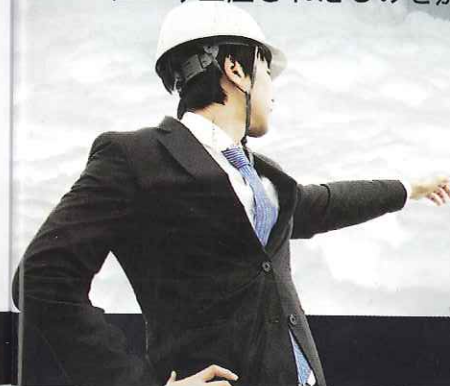
- 農業製品を生産する法人及び農業消費協同組合のための特別税制

- ・ 定まれた制度に基づき、法人所得税、社会税、付加価格税、土地税、輸送税、資産税及び土地租借料の70%は軽減されることがある。

- 特別税制が適用されるもの

- ・ 畜産、養鶏、養蜂、農業製品生産者；農民及び農場経営者、又はこれらの構成員により生産されたものを加

工する又は加工品を販売する農業消費協同組合。



税務決算報告及び税務調査

税務決算報告書は(申告、決算書を含め)納税者と納税代理或は代表により作成される。

税務報告書をカザフ語或はロシア語で電子データ又は紙上で用意することができる。

- 税務調査税務監督のひとつの方法である。
- 税務監督はカザフスタン共和国法律及び税法規範の執行を監督するため、税務機関により行われる国家監督である。
- 税務調査の一般手順はカザフスタン共和国法「個人企業に関して」に基づき実施される。

税務調査の結果、税法を違反していることが判明した場合は、税務当局は税務調査結果を税法典に明記されている期間内に納税者(納税代理)に通知する。さらに、カザフスタン共和国憲法「行政違反に関して」に基づき懲罰される。

カザフスタン共和国財務省
税務局連絡先

住所: Poveda avenue 11,
Astana

電話: +7 7172 71 80 02
call center:

+7 7172 58 09 09

メール: info@mgd.kz

サイト: www.salyk.kz

付録

▶ 起業経費

● 事務所の賃貸料および価格

ビジネスセンターにおける事務所の平均賃貸料および価格 (USD/m²)

市名	1ヶ月の賃貸料	価格
アルマティ	170	2345
アスタナ	160	1580
アクトベ	14-55m	1200
アティラウ	25-40	1125
アクタウ	115	1370
カラガンダ	13	1300
コスタナイ	13-28	1136
コクシェタウ	14	1600
オラル	25	1100
オスクメン	10	1300
バブロダル	7	1300
ペトロパブロフスク	9	1000
タラズ	7	900
タルディコルガン	15	1000
シムケント	12	1350

起業経費に関する最新情報は以下のサイトで検索できる。
www.invest.gov.kz

● 賃貸契約における注意事項

契約期間が12ヶ月以上の場合、カザフスタン共和国法務省にて登録しなければならない。登録しなかった場合、契約は無効となる。

● 労働者平均賃金

地域別月間平均給与(2010) USD単位

市名	通信・交通分野	農業分野	建築分野	法律分野	経済分野	合計
アクモラ州	425	2212	497	288	268	354
アクトベ州	578	187	411	400	379	418
アルマティ州	435	201	400	318	266	330
アティラウ州	823	163	1015	360	428	798
西カザフスタン州	542	252	968	290	536	510
ジャンブル州	471	146	335	320	330	311
カラガンダ州	466	232	327	306	245	359
コスタナイ州	410	258	363	234	259	319
クズイルオルダ州	541	184	416	349	334	435
マンガスタウ州	1006	204	975	258	512	710
南カザフスタン州	497	179	392	339	299	304
パブロダル州	503	197	469	321	262	351
北カザフスタン州	460	234	324	359	238	360
東カザフスタン州	448	219	433	390	271	369
アスタナ市	1015	445	516	382	477	718
アルマティ市	698	385	607	254	442	819

※カザフスタン共和国統計庁のデータより

● 公共料金

各州都における公共料金 (暖房、水、ガス) USD単位

市名	暖房費 (m ²)	熱水 (m ²)	水 (m ²)	ガス (m ²)
アスタナ	0,45	0,78/0,63	0,17	0,45
アルマティ	0,34/0,69	1,70	0,15	0,34/0,69
アクタウ	0,29	0,88	1,24	0,29
アティラウ	0,51	0,94	0,15	0,51
アクトベ	0,42	0,80	0,20	0,42
カラガンダ	0,46	1,65	0,34/0,37	0,46
コスタナイ	0,72	1,40	0,24	0,72
クズイルオルダ	0,38		0,19	0,38
コクシェタウ	0,57	1,01	0,64	0,57
オラル	0,55	0,95	0,12	0,55
オスクメン	0,29	1,05/2,6	0,12/0,91	0,29
パブロダル	0,31/0,32	0,56/0,67/ 0,57/0,68	0,13	0,31/0,32
ベトロパブロフスク	0,49	0,82	0,18	0,49
タラズ	0,44	1,03	0,16	0,44
タルディコルガン	0,21	0,97	0,24/0,55/ 0,57	0,21
シムケント	0,59	1,18	0,28/0,42/ 0,68	0,59

※カザフスタン共和国自然独占規制庁のデータによる

各州都における電気料金

市名	電気				
	個人		法人		
	昼間料金	夜間料金	昼	夕	夜
アスタナ	0,07	0,02	-	-	-
アルマティ	0,1	0,02	0,01	11,31	0,02
アクタウ	0,03	0,01	0,06	15,36	0,02
アティラウ	0,04	0,01	0,1	32,88	0,03
アクトベ	0,07	0,02	0,08	18,19	0,02
カラガンダ	0,04	0,01	-	-	-
コスタナイ	0,07	0,02	0,07	9,98	0,07
クズィルオルダ	0,08	0,02	0,06	18,35	0,02
コクシェタウ	0,1	0,02	0,07	22,6	0,03
オラル	0,05	0,01	0,05	0.12 (夏), 0.1 (冬)	0,02
オスクメン	0,05	0,01	0,05	0,09	0,02
バプロダル	0.061 (春・夏) 0.062 (秋・冬)	0,01	0,05	0.095 (春・夏) 0.099 (秋・冬)	0,01
ベトロパブロフスク	0,07	0,02	0,05	0,12	0,02
タラズ	0.08 (春・夏) 0.09 (秋・冬)	0,02	0,08	0.14 (冬) 0.18 (夏)	0,02
タルディコルガン	0,1	0,03	0,08	0,16	0,03
シムケント	0,08	0,02	0,06	0,13	0,02

※カザフスタン共和国自然独占規制庁のデータによる

● 通信費

法人用電話通信費 USD単位

基本料金	国内通話料金 (10秒単位)	携帯電話への通話料金 (10秒単位)
5,2 - 6,47	0.02 (100kmまで)-0.03 (1000km以上)	0,03 - 0,04

国際通話料

通話先	通話料金 (30秒単位)	
	固定電話への通話	携帯電話への通話
リトアニア	0,06	0,14
エストニア	0,06	0,18
ラトビア	0,06	0,29
ロシア、ウズベキスタン	0,09	0,09
アブハジア、グルジア、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ	0,12	0,12
オーストラリア、ドイツ、ギリシア、イスラエル、インド、イラン、スペイン、イタリア、カナダ、中国(香港を含む)、マカオ、マレーシア、オランダ、ポーランド、シンガポール、アメリカ合衆国、タイ、トルコ、フランス、チェコ、韓国	0,14	0,14

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、モルドバ	0,15	0,15
オーストリア、スイス、イギリス	0,21	0,21
その他のアジア諸国、アフリカ諸国、中東諸国、ラテンアメリカ諸国	0,24	0,24
アルバニア、アンドラ、ジブラルタル、ベルギー、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ハンガリー、デンマーク、アイルランド、アイスランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マケドニア、マルタ、モナコ、スロバキア、スロベニア、セルビア、フィンランド、クロアチア、モンテネグロ、スウェーデン	0,24	0,24
上記にない地域・国すべて	0,52	0,52

※資料元：株式会社カザフテレコム

携帯電話通話料金 USD/分 単位

	同社の携帯電話	他社の携帯電話	固定電話への通話 (固定電話)	国際通話
平均(※)	0,08	0,21	0,17	0,41
最低額	0,05	0,05	0,05	0,33



カザフスタン共和国産業・
新技術省投資委員会経済特区管理局
www.mint.gov.kz

輸出・投資国家庁
KAZNEX INVEST
www.kaznexusinvest.kz
www.invest.gov.kz